

第3章 持続可能な循環型社会

【基本構想】第2節 観光地域づくりの推進

【基本計画】第1項 滞在可能な観光地域づくりの推進

◆現状と課題

.....。

.....。

.....、「.....」、「.....」.....。

.....。

◆施策の方針

.....。

.....。

.....、「.....」、「.....」.....。

.....

作成中

グラフなど

写真

◆施策の柱

(1) 旅行者へのサービスの質の向上

- ① 市民の地域の取組への参加促進
 - ・魅力ある観光地を目指し、イベント等への積極的な参加を促す
 - ・満足度向上に向けた地域のモデル的な取組を支援
- ② おもてなしの意識の醸成
 - ・宿泊施設や立寄り施設のサービスの向上を促進
 - ・市民一丸となったおもてなしの機運醸成
- ③ 認証制度への取組促進
 - ・宿泊施設の品質認証制度（サクラクオリティ）の導入促進

(2) 観光資源の磨き上げと観光地域づくり

- ① 地域の魅力の再認識
 - ・地域資源の掘り起こしのため自然、食、文化等の再認識
- ② ワークショップ等での地域資源から観光資源への昇華
 - ・地域資源を観光資源へ磨き上げるため、ワークショップを開催
- ③ 顧客目線に立ったコーディネートとプロモーション（ストーリー性）
 - ・観光ニーズに対応するためストーリー性のある観光コンテンツの創出・磨き上げを促進

(3) 多様な滞在スタイルの推進

- ① 趣味に答えられる滞在先としての充実
 - ・一次産業などをはじめとした多様な関係者によるコンテンツづくり
 - ・自転車などを活用した地域連携及び受け地としての体制整備
- ② 研究地としてのテーマ性の充実
 - ・地域活性化等を目的とした首都圏企業等の連携促進
 - ・学生の現地研究活動の促進
- ③ 継続と新たな滞在スタイルの拡充
 - ・個人旅行者の多様な旅行形態に対応した民泊やゲストハウス等と連携した誘客の取組を促進

(4) 新たなテクノロジーを活用した観光地

- ① 島内の移動スタイルの検討
 - ・自動運転や新たな交通テクノロジーの導入検討
- ② 島外地域通貨等の導入
 - ・外貨の獲得と旅行者の消費行動を分析可能な地域通貨の導入促進
- ③ ICTを活用した窓口機能の拡充等
 - ・通訳機能を活用した観光案内窓口等の充実

◆目標

項目	現状 (H30)	目標 (R●)
作成中		

第3章 持続可能な循環型社会

【基本構想】第2節 観光地域づくりの推進

【基本計画】第2項 地域間競争に勝ち抜く強い観光地

◆現状と課題

.....

.....

.....、「.....」、「.....」.....

.....

◆施策の方針

.....

.....

.....、「.....」、「.....」.....

作成中

グラフなど

写真

◆施策の柱

- (1) データに基づく観光戦略の展開
 - ① 顧客データの分析によるニーズの掌握
 - ・顧客ニーズの変化に対応した観光施策のためアンケート等によるニーズ調査を継続
 - ② 島内での消費行動の分析による消費の拡大
 - ・会員制度や島内外の通信システムと連動した観光客の消費行動の分析及びデータに基づく消費行動の促進
 - ③ 顧客動態の分析によるターゲット毎の誘客戦略の展開
 - ・シーズン別・方面別など顧客属性による変化に合わせた観光施策の展開
- (2) 関係人口拡大によるマーケティング
 - ① 会員制度の拡充及び会員数の拡大による関係人口の拡大
 - ・さどまる倶楽部の制度の拡充
 - ② 会員制度の活用によるダイレクトマーケティングの展開
 - ・関係人口の拡大によるプロモーションの効率化
 - ③ 関係人口拡大による交流人口の拡大
 - ・関係人口による交流の促進
- (3) 地域連携によるインバウンド戦略
 - ① 対岸市等との連携による誘客
 - ・対岸市をはじめとした観光圏事業及び広域でのインバウンド誘致の促進
 - ② 交通事業者等との連携による誘客
 - ・鉄道事業者との連携による誘客事業の促進
 - ・航空事業者との連携による誘客事業の促進
 - ③ 新たな広域連携による誘客と環境整備
 - ・日本海縦断ルートや新幹線沿線沿いをはじめとする自治体連携の促進
 - ④ 人材の確保・育成
 - ・観光の担い手となる人材の確保・育成の促進
 - ・多様な就業形態を活用した外国人材の促進
 - ⑤ 公共施設の効果的な活用
 - ・適切な維持管理による長寿命化
 - ・効率的な公共施設の見直し

◆目標

項目	現状 (H30)	目標 (R●)
作成中		

第4章 行財政運営

第1節 財政計画

■経過

【財政】

財政計画の変遷

- 平成21年12月策定
 - ・普通交付税算定にかかる基準財政需要額の減少や、合併に伴う特例措置期間（H16～H30）終了後の一本算定を見据えた佐渡市の将来のあるべき姿などを考慮し策定しました。
- 平成25年12月見直し
 - ・合併算定替期間10年（H16～H25）を経て、その後の激変緩和措置期間（H26～H30）における約62億円の減少見込額などを考慮し策定しました。
- 平成29年3月見直し
 - ・市町村合併による行政区域の広域化に伴う一本算定の底上げに向けた普通交付税の算定見直しなどを踏まえ策定しました。

■基本方針

【財政】

- ・本市の財政構造は、市税等自主財源の割合が低く、国・県に財源を依存しており、中でも地方交付税は歳入の約半分を占めています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では年間約千人の減少が見込まれています。
- ・歳入の普通交付税では、国勢調査人口を測定単位とする費目が多く、基準財政需要額の減少が見込まれます。
- ・一方、歳出では少子・高齢化に伴う全国的な社会保障経費の増加や、佐渡市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設及びインフラの更新費用にかかる平均整備額は134億円と試算されており、総量縮減に取り組みますが、老朽化対策にかかる経費の増加が見込まれます。
- ・類似団体等の過去の決算状況等を収集・分析し、標準財政規模と予算規模との相関関係を参考に試算します。
- ・市債については、交付税算入率の高いものから優先し、実質公債費比率に留意します。
- ・基金については、各基金の目的に沿って適切に運用し、財政調整基金については、年度間の財源調整と昨今の自然災害が多発化、大規模化する全国的な状況及び公共施設等の老朽化対策等に備え、基金残高を確保する必要があります。

→データ、グラフ化